

「令和8年度地域ぐるみのオープンファクトリー～見せる工場・魅せる技～推進業務」の 実施に係る企画提案コンペ募集要項

1 趣旨

「令和8年度地域ぐるみのオープンファクトリー～見せる工場・魅せる技～推進業務」を実施するにあたり、この業務を委託する事業者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務概要

(1) 委託業務名

令和8年度地域ぐるみのオープンファクトリー～見せる工場・魅せる技～推進業務

(2) 業務の目的

東播磨地域は、県内有数のものづくり企業の集積地であり、県内で最も製造品出荷額等の多い地域である。しかし、こうした強みを持つ一方で、企業の多くが担い手不足に直面しており、企業の魅力が地域の若い世代に伝わっていないという課題を抱えている。

この課題への対応策として近年注目を集めているのが「オープンファクトリー」である。ものづくり企業が生産現場を公開したり、来場者にもものづくりを体験してもらったりする取組のことで、工場体験ツアーなどの形で実施されている。ものづくり企業の認知度を高め、人材の採用・定着へプラスの影響があるだけでなく、社員の自信につながる、新事業創出のきっかけにもなる、ということで、関心を持つ企業が全国的に増えている。

こうした動きの中で、東播磨地域においても「地域一体型オープンファクトリー」の実現をめざし、「地域ぐるみのオープンファクトリー～見せる工場・魅せる技～」と銘打って取組を進めることで、企業の魅力を世代問わず広く発信するとともに、ものづくりを体感できる機会を創出し、その魅力への理解を深め、誘客及び交流の促進につなげる。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 事業費

委託料の上限は、3,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

(5) 契約期間

契約締結日から令和9年3月1日まで

(6) 選定方法

公募型企画提案コンペ方式

3 スケジュール

項目	日程
募集期間	令和8年7月10日(金)～31日(金)
参加申込 提出期限	令和8年7月16日(木) 17:00 厳守
質問票 提出期限	令和8年7月22日(水) 17:00 厳守
質問に対する回答	令和8年7月24日(金) 目途
提案書等 提出期限	令和8年7月31日(金) 17:00 厳守
書面審査	令和8年8月上～中旬
結果通知、公表	令和8年8月下旬

4 応募資格

- (1) 企画提案コンペに参加できる者は、参加申込書の受付時に次の全ての要件を満たす者とする。
- ① 民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者等」という。）
 - ② 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
 - ③ 委託業務の実施に当たり、東播磨産業・ツーリズム振興協議会（以下「協議会」という。）との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、企画提案コンペに参加する資格を有しない。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 事業者等に対する委託料の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている、又は受けようとしている者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

5 応募手続き

(1) 提出書類

	書類名	部数／様式	内容
①	企画提案応募書 (様式1)	・正1部、副9部	
②	事業者概要	・10部／様式任意	会社概要(パンフレット)等でも可
③	企画提案書	・10部／様式任意 (A4用紙両面40枚以内または A3用紙両面20枚以内)	・提案内容 ・業務体制図 ・スケジュール
④	事業実績	・10部／様式任意 ・6部 (カタログ・冊子等制作実績がある場合、その現物)	兵庫県、県内市町等においてカタログや冊子の制作実績を有する場合はその実績を記載し、現物を提出すること
⑤	経費積算見積書 (様式2)	・正1部、副9部	必ず積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。
⑥	暴力団等の排除に関する誓約書 (様式3)	・正1部	
⑦	添付書類【注】	・各1部	

【注】添付書類

- ・ 県税（全税目。県内に事業所を有する事業者に限る）、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類〔納税証明書等〕（兵庫県の入札参加資格を有している者は除く。）（提出の日において発行から3か月以内のもの）
- ・ 定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
- ・ 登記事項証明（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3か月以内のもの）
- ・ 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）

(2) 参加申込

企画提案コンペに参加意思がある場合は、令和8年7月16日（木）17時までに「14 問合せ・書類提出先」に記載の電子メールアドレス宛て、別途定める様式にて参加申込みをすること。

なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 企画提案書の提出

令和8年7月31日（金）17時必着

郵送又は持参により書類を提出することとし、FAX、電子メールでの提出は不可とする。受付時間は、土日、祝日を除く平日9時から17時までとする。

なお、郵便で提出される場合は、提出後、電話などにより到着を確認すること。

※ 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

※ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 提出先

「14 問合せ・書類提出先」 まで

(5) 応募に関する留意事項

①提出された企画提案書等は本企画提案審査のためのみに使用する。

②提出された企画提案書等は非公開とする。

6 募集要項等に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和8年7月22日（水）17時まで受付

(2) 質問方法

質問票（任意様式）を電子メール又はFAXにより提出すること。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 提出先

「14 問合せ・書類提出先」 まで

(4) 回答方法

質問への回答は、令和8年7月24日（金）を目途に、原則、応募者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 受託事業者の選定

(1) 審査方法

応募のあった企画提案については、審査会を設置の上、以下の内容など総合的に評価し、業務を委託する事業者を選定する。

なお、審査会は、書面による審査を原則とする。

①実施内容

- ・事業目的を十分に理解しているか
- ・企業の魅力を効果的に伝える編集・ライティング能力を有しているか
- ・デザイン性・訴求力に優れ、また視認性及び可読性が高く、手に取ってもらえる魅力があるか 等

②業務の実施体制

③費用対効果

④独自性や創意工夫のある企画提案となっているか

(2) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①「4 応募資格」に該当しない場合

②要項に違反又は著しく逸脱した場合

③審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

④応募提案書類に虚偽の記載を行った場合

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

(3) その他

必要に応じて、応募者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。

(4) 審査結果の通知

本件結果については、応募者全員に対して電子メール及び文書で通知する。

8 委託契約の締結

(1) 協議会は、受託事業者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。この際、双方で確認の上、提案事業の内容に修正・変更を加える場合がある。

(2) 受託事業者は、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(3) 受託事業者が「7 受託事業者の選定(2)」の失格事由に該当する場合、又は(1)の協議・調整が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとする。

9 契約の解除

(1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全額の返還を求める場合がある。

(2) 前項の規定により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 事業報告等

(1) 委託事業終了後は、速やかに実績報告書及び必要書類を協議会に提出する。

(2) 事業の進捗状況等については、随時報告を求める場合がある。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、協議会が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。

12 契約の変更

事情の変化等により業務内容の変更等が生じた場合は、協議会と受託事業者が協議の上契約を変更する場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

13 留意事項

- (1) 事業の成果は、協議会に帰属する。
- (2) 応募者は、企画提案コンペの実施に必要な場合、提出書類等を協議会が利用（複製の作成を含む。）することを許諾することとする。
- (3) 受託事業者は、委託事業の遂行に必要な場合、提出書類等を協議会が利用（複製の作成を含む。）することを許諾することとする。
- (4) 受託事業者は、本事業が協議会との契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (5) 受託事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類等）を事業終了後5年間保存すること。
- (6) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があるため、受託事業者は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (7) 事業の受託により得られた情報は、受託事業終了後においても守秘義務があること。

14 問合せ・書類提出先

東播磨産業・ツーリズム振興協議会事務局

（兵庫県東播磨県民局県民躍動室地域振興課内）

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 兵庫県加古川総合庁舎 2 階

TEL:079-421-9414 FAX:079-424-9977

E-mail:hharimakem@pref.hyogo.lg.jp